

一般社団法人岩手県テニス協会ホームページ広告掲載取扱規程に係る運用基準

この基準は、(一社) 岩手県テニス協会（以下「協会」という。）ホームページ広告掲載取扱規程（以下「規定」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである

1 広告掲載の範囲について

規程第4条第10号に規定するものは、次のとおりとする。

- (1) 広告主が名アックでなく、責任の所在が不明確なもの
- (2) 申込者以外の者の広告となるもの
- (3) 暗号と思われるもの、又は内容が意味不明のもの
- (4) 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- (5) 「不動産の表示に関する康誠競争規約」（公正取引委員会規程）の表示に関する規定に反しているもの
- (6) 代理店募集、副業、内職、会員募集などで内容が不明確なもの
- (7) 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引き渡し、支払い方法及び返品条件などが不明確なものの
- (8) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容又は施設が不明確なものの
- (9) 風俗営業等の規則および業務への適正化等に関する法律（昭和23年法律大い122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- (10) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するものの
- (11) 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- (12) ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- (13) たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- (14) 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- (15) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する堀津（平成3年法律第77号）に定める紡織団に関するもの
- (16) 寄付金の募集に関するもの
- (17) いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- (18) 皇室の写真、紋章、その他皇室関係のものを使用したもの
- (19) 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪、釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- (20) 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- (21) 公的機関・行政機関から指名停止などの行政指導、処分を受け、その後も改革がなされていない者のもの
- (22) あたかも協会が奨励しているかのような表現を含むもの、又は協会ホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの

(23) その他、当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと会長が判断するもの

2 広告の表現について

協会ホームページに広告を掲載するにあたっては、その表現について、規定に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を厳守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

ウ ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）

エ テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

オ プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(2) 協会ホームページとの区別化

閲覧者が協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が協会の事業であると錯覚するおそれのある表現を使用してはならない

(3) 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない

(4) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさないような表現を用いないこと

ウ ホームページ閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

附 則

1 この基準は令和6年3月31日から施行する。